



インターネット接続サービス規定

第1条(目的)

1. 本規定は、弊社が提供するインターネット接続サービス(以下「本インターネット接続サービス」といいます)の利用にあたっての必要な事項を定めたものです。本規定に定めない事項については、「3sweb インターネットサービス規約」が適用されます。
2. 本インターネット接続サービスにより利用できるサービスの内容、条件その他については、弊社が別途案内する通りとします。

第2条(定義)

1. 本規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。
 - (1)「利用者」とは、本インターネット接続サービスの利用登録がされている法人または団体をいいます。
 - (2)「本インターネット接続サービス」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下総称して「NTT東西」といいます)が提供する地域IP網サービス『フレッツ』に対応したインターネットへの接続サービス(以下「NTT『フレッツ』対応サービス」といいます)と、ダイヤルアップによるインターネットへの接続サービスをいいます。
2. 「3swebインターネットサービス規約」において定義される用語は、本規定において別段の定めがある場合を除き、本規定において同義に用いるものとします。

第3条(利用申込等)

本インターネット接続サービスの利用希望者は、「3sweb インターネットサービス規約」および本規定を承認した上で、弊社所定の手続きに従って利用申込をするものとし、弊社が利用申込を承諾し、利用登録を完了したときをもって本インターネット接続サービスを利用することができます。ただし、「NTT『フレッツ』対応サービス」の利用には、NTT東西の回線工事が完了し、回線が開通することが必要です。

第4条(利用料金)

利用者は、弊社が別途提示する料金表にて弊社が定める本インターネット接続サービス利用料金を、弊社が別途指定する期日までに弊社が定める方法により支払うものとします。

第5条(利用不能の場合における料金の調整)

弊社の責に帰すべき事由により利用者が本インターネット接続サービスを全く利用し得ない状態が生じた場合、弊社が当該状態が生じたことを知った時刻から起算して24時間以上当該状態が継続したときは、弊社は利用者に対しその請求に基づき、当該状態が生じたことを弊社が知った時刻から本インターネット接続サービスの提供が可能と弊社が確認した時刻までの時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨て)に本インターネット接続サービスの月額利用料金の30分の1を乗じて算出した額を、利用者に対する損害賠償額として、利用者の弊社に対する本インターネット接続サービス利用料金の支払債務との相殺により支払うものとします。ただし、利用者が当該請求をし得ることとなった日から3ヵ月を経過するまでに当該請求をしなかったときは、利用者はその権利を失うものとします。

第6条(アクセス回線の利用数)

利用者は、接続アカウント数を超えるアクセス回線を利用してはならないものとします。

第7条(通信料負担)

本インターネット接続サービス利用にあたり必要なアクセス回線通信料は、利用者が負担するものとします。

第8条(帯域制限)

1. 利用者が特定時間または月間を通し通信帯域を継続的かつ大量に占有した場合において、弊社が不適切と判断した場合には、本インターネット接続サービスの通信速度、通信量を制限することがございます。
2. 弊社は、利用者に対し前月末日までに通知することにより、当月以降における帯域制御の条件を変更することができるものとします。

第9条(利用の終了)

利用者は、本インターネット接続サービスの利用を終了しようとする場合は、弊社指定の方法で弊社に通知するものとし、当該通知が弊社に届いた月の翌月末日をもって本インターネット接続サービスの利用を終了するものとします。

第10条(技術的事項)

本インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、弊社が別途提示する通りとします。

2000年10月	1日	制定
2002年 8月	1日	改訂
2005年11月	1日	改訂
2009年 9月	1日	改訂
2012年 9月	1日	改訂
2023年 7月	1日	改訂